

ゴンドラ設備保守点検業務実施要領

1 ゴンドラの概要

- (1) 種類及び形式 アーム俯仰型・電動式・軌道式
- (2) 積載荷重 0.15 トン
- (3) 製造検査又は使用検査の刻印番号並びに検査年月日
茨第 3 6 5 9 号 平成 6 年 4 月 7 日

2 業務の内容

- (1) 定期自主点検及び作業開始前点検業務
ゴンドラ安全規則(昭和 47 年労働省令第 35 号。以下「規則」という。)第 21 条規定に基づく定期自主検査及び規則第 22 条の規定に基づく作業開始前の点検を実施するとともに、その結果の記録及び保存を行うこと。
- (2) 性能検査業務
規則第 25 条の規定に基づく性能検査の申請手続き及び規則第 26 条の規定に基づき性能検査を受ける場合の措置を年 1 回行うこと。
- (3) 緊急時業務
ゴンドラ稼働中の異常発生時の緊急時に会館に急行し、必要な措置を講ずること。

3 業務の条件

- (1) 業務委託後速やかに緊急時要員を 2 名以上選定し、所属部課名・住所・氏名・連絡先(昼間・夜間)を届出ること。
- (2) 緊急時要員に携帯電話、ポケットベル等を常時携帯させ、迅速な通信連絡体制を確保すること。
- (3) 規定第 24 条の規定に基づく性能検査にあたり、規定第 5 条第 2 項各号に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に命ぜられた場合において、当該事項を実施したことに伴い生ずる安全装置・ブレーキ・リベット・部材及びワイヤロープの復旧に係る経費一切を負担すること。
- (4) 業務内容が仕様書に適合しないとして、当該業務の手直しを命じた場合における経費を負担すること。
- (5) 規制第 25 条の規定に基づく性能検査の結果が不合格であったとして、再検査を受けた場合における経費一切を負担すること。
ただし、不合格が業務遂行以外に起因するものである場合はこの限りでない。
- (6) 点検等の結果、協議のうえ再点検を実施した場合、これに要する費用については別途協議する。